

北名古屋市農地マッチング支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農規模の拡大及び新規就農の促進を図ることにより、遊休農地及び耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与することを目的とし、農地の貸借等に係る情報の収集及び提供を行う農地マッチング支援事業の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録農地情報 貸出を希望する農地の所在、面積、地目、希望賃料、耕作状況、現況写真等の情報
- (2) 登録者情報 貸出を希望する農地の所有者等の住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (3) 借受希望者情報 農地の借受けを希望する者の住所、氏名、連絡先、借受希望条件等の情報で、個人が特定されるもの

(農地の登録)

第3条 農地マッチング支援事業へ農地の登録を希望する者（以下「登録者」という。）は、貸出農地登録申請書（様式第1号）を農業委員会長に提出しなければならない。

2 農業委員会長は、前項の規定による申請があったときは、登録農地情報及び登録者情報（以下「農地情報等」という。）を農地マッチング台帳に登録するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等の登録を行わない。

- (1) 申請が農地の所有者以外の者から行われたとき。
- (2) 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は

他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。

- (3) 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。

(農地情報等の抹消)

第4条 農業委員会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録農地情報等抹消届（様式第2号）の提出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると農業委員会長が認めるとき。

(登録農地情報の公開)

第5条 登録農地情報のうち地番を除く情報は、建設部商工農政課及び市ホームページで公開するものとする。

(借受希望者の資格)

第6条 農地マッチング台帳に登録された農地（以下「登録農地」という。）の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、耕作する農地を適正に管理ことができ、かつ、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可することができる見込みがある者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定ができる見込みがある者

(4) 前各号に掲げる者のほか、農業委員会長が適当と認めた者

(借受希望申請)

第7条 借受希望者が登録農地を利用しようとするときは、借受希望申請書（様式第3号）を農業委員会長に提出しなければならない。

(借受希望者情報の通知)

第8条 農業委員会長は、前条の申請があった場合は、借受希望者についての通知書（様式第4号）により、登録者に通知するものとする。

(協議・契約)

第9条 登録者は、前条の通知を受けた後、概ね一月以内に借受希望者と貸借に関する協議を行い、協議結果を貸出農地協議結果報告書（様式第5号）により農業委員会長へ報告するものとする。ただし、借受希望者との協議を行わないこととしたときは、速やかに協議を開始しない旨の報告書（様式第6号）により、農業委員会長に報告しなければならない。

2 登録農地の貸借条件に関する協議及び契約の締結は、登録者及び借受希望者（以下「当事者」）間で行うものとする。

3 前項に係る疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、農業委員会長は、これらに一切関与しないものとする。

(その他の手続)

第10条 貸借が成立した当事者は、速やかに農地法等に基づく農地の貸借に必要な法的手続を行わなければならない。

(農地の維持管理)

第11条 登録農地に関する貸借が成立するまでの間、当該農地の維

持管理は、登録者が行うものとする。

(農地転用の制限)

第12条 農地マッチング支援事業を利用して農地を借り受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 当事者は、農地マッチング支援事業において知り得た個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に破棄すること。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、農業委員会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。